

==== 公布された条例のあらまし ====

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 休業補償等の金額の算定に用いる補償基礎額の定義を定めた規定中、議員の報酬の名称を議員報酬（現行 報酬）に改める。
- (2) 施行期日は、平成20年9月1日とする。

鳥取県福祉のまちづくり条例の一部改正について

1 条例の改正理由

車いす使用者用便房の設置基準を適用する特別特定建築物の建築の規模を見直す。

2 条例の概要

- (1) 学校以外の特別特定建築物については、その用途に応じて、床面積の合計が100平方メートル以上、200平方メートル以上、500平方メートル以上、1,000平方メートル以上又は2,000平方メートル以上（現行床面積の合計が100平方メートル以上）で車いす使用者用便房の設置基準を適用することとする。
学校については、現行どおり（特別支援学校100平方メートル以上、特別支援学校以外の学校2,000平方メートル以上）。
- (2) 施行期日は、公布日とする。